

医政メモ

Q&A

来年度からの処方箋様式変更について

来年度から処方箋の様式が大幅に変更され、患者が原則自由に後発薬を選択できるようになった。その変更経緯について解説したい。

Q：なぜ、処方箋様式を変更しようとしたのか？

A：厚生労働省側の根拠について。厚生労働省は後発医薬品の使用促進のための環境整備を実施するために、中医協において平成19年11月9日付けで資料を提出した。平成18年度の調査結果の報告では、処方箋全体に対する新薬から後発品への変更可の割合は17.1%、実際に後発品に変更された割合は5.7%であった。結局、全処方箋枚数に占める変更割合は0.98%と低率であった。また、平成19年7月における最新の調査でもそれぞれの項目割合は若干の伸びにとどまっていた。結論として、このままでは後発品の使用促進は進展せず、後発品の国内シェア（数量ベース）を現在の17%から30%に引き上げたいとの厚労省の目標も達成できずに終わるため、大幅な様式変更の必要があるとの判断が大きく働いた模様である。さらに、医療側の意識調査では、病院での後発品使用に関しては個々の担当医に判断をまかせるが51.2%、病院として積極的に使用するが20.1%、ほとんどしないが12.3%であった。また開業医の66.4%、病院担当医の60.5%が変更可の発行経験を有していた。さらに、病院、診療所の医師全体で見ると患者からの要望依頼がなくても積極的に変更するが11.0%、特にこだわりがないが

69.2%、基本的に変更しないが17.9%であった。以上から8割超の医師が後発品の処方については抵抗感を示していない状況であった。

Q：その主な変更点は

A：平成18年度に後発品への変更可の欄を設ける改正が行われたばかりの処方箋様式は一年で変更不可の場合に署名する方式に大幅再改正されることに決定した。新たな処方箋様式については表を参照していただきたい。

Q：これらに対する日本医師会の反応は

A：中医協において診療側の竹嶋委員（日医副会長）は日医が9月に実施した病院アンケート調査で、今回の処方箋様式の変更に反対も賛成も大きな差が見られなかったことより医師の処方権の全面的な尊重を前提にするならば、様式の変更を諾としたいと見直しに賛成を示した。さらに同委員は浮いた財源の使い道についても勤務医対策に回してほしいと要望した。

Q：変更にもなう今後の問題点は

A：後発品についてはすでに一部指摘されているように、成分など質の安全性に問題がある。とくに昨年は食品の偽装事件があったり、薬品の安全性が大きく揺らいだ年でもあり、国や製薬会社に対して安全で安心できる後発品の開発と管理体制の強化を要望したい。

（政策部担当理事 水谷 匡宏）

表

処方せん様式はこう変わる

現在

08年4月～

処方せん					
患者	氏名			保険医療機関の所在地及び名称	
	生年月日		男・女	電話番号	
	区分	被保険者	被扶養者	保険医氏名 ㊟	
交付年月日	平成 年 月 日		処方せんの使用期間	平成 年 月 日	
処方	新薬 A (○日分)		後発薬 B (○日分)		
			後発薬への変更可		
備考			後発薬への変更可		
			保険医署名 日経 太郎		
調剤済年月日	平成 年 月 日	公費負担者番号			
		㊟			

処方せん					
患者	氏名			保険医療機関の所在地及び名称	
	生年月日		男・女	電話番号	
	区分	被保険者	被扶養者	保険医氏名 ㊟	
交付年月日	平成 年 月 日		処方せんの使用期間	平成 年 月 日	
処方	新薬 C (○日分)		新薬 D (○日分) 変更不可		
			後発薬への変更不可		
備考			後発薬への変更不可		
			保険医署名		
調剤済年月日	平成 年 月 日	公費負担者番号			
		㊟			

ここに記載があれば後発薬を購入できる

ここに署名があれば新薬Aも後発薬に替えることができる

医師が変更不可と注記した場合は後発薬は購入できない

ここに署名がなければ新薬Cは後発薬に替えることができる